

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和7年10月23日
こども家庭庁支援局家庭福祉課

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について、令和7年5月8日（木）～同年6月8日（日）まで電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて国民の皆様から御意見を募集しました。

いただいた御意見の要旨とそれに対するこども家庭庁の考え方については、別表のとおりです。

当該府令案については、別途御意見を募集しました「一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案」と合わせ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」として本日公布され、施行日についても府令の一本化に伴い令和8年3月1日としました。

今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の要旨及びそれに対する考え方

御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>こども家庭ソーシャルワーカーを任用要件に加えることについて、任用者の増加にはつながらず改正の意味がないのではないか。</p>	<p>本改正は任用者の増加を目的としたものではなく、職員の資質の向上及び専門性の確保を目的とするところ、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者は、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者であり、当該者を乳児院等に配置される職員の任用要件に加えることは、乳児院等に配置される職員の資質の向上及び専門性の確保に資するものと考えられます。</p>
<p>過去に児童虐待・性犯罪歴等が無いということも任用要件に加えてほしい。</p>	<p>本改正に係る条項は欠格事由を定めるものではなく職員の資格要件を定めているものとなります。</p>